

銀行員は
これだけ
やるべき!



相続相談&手続きの^勘所

金融機関の担当者が直面しがちな、相続相談や手続きに関する諸問題…その上手な対処法を様々な法制などの根拠とともに解説します!

最終回 執筆・八木 正宣 税理士法人 SBL 代表社員 税理士/行政書士/CFP®

担当者として
どこまで
できる?

相続預金の払戻しや名義変更に
必要な書類について相談を受けた



最

終回は、被相続人と相続人との関係を証明する書類

「戸籍に関する書類（以下、戸籍謄本）」を取り上げます。

戸籍制度とその証明について

戸籍とは、戸と呼ばれる家族単位で国民を登録する制度で、出生・氏名・婚姻・子・養子縁組等の個人関係を明確にし、婚姻・離婚の届出や相続人の確定手続きにおいて基礎となります。主な書類は次のとおりです。これらは、本籍地の変更により他の市区町村に移動している場合は、それぞれの市区町村で取得します。

① 戸籍謄本（戸籍全部事項証明）

謄本とは原本の写しという意味で、戸籍謄本は、その戸籍全部が記載された書類を指します。戸籍がコンピュータ化されている市区町村では、戸籍謄本と言わず「戸籍全部事項証明」と言います。

② 改製原戸籍謄本

戸籍法の改正に基づく戸籍の様式変更を行った場合、その変更前の戸籍を改製原戸籍と呼び、改製日以降の記録は、新しい戸籍に載ることになります。主な戸籍法の改正は次のとおりです。

・昭和23年改正……家単位で戸籍が編成されていましたが、婚姻した子が戸籍の筆頭者となる親子2世代の記載となりました。

・平成6年改正……横書きのコンピュータ文書化され、戸籍謄本の正式名称が「戸籍全部事項証明書」と改められました。

③ 除籍謄本

戸籍に記録された全員が婚姻や死亡などによりその戸籍から誰も存在しなくなったため、除籍簿に移された戸籍のことをいいます。

△死亡時点の戸籍から遡り確認
相続預金の払戻し手続きのため

相続人全員の同意を得ているかを

確認する際、誰が相続人かを証明する書類が戸籍謄本です。出生から死亡まで連続した被相続人の戸籍謄本や相続人の現在の戸籍謄本を確認しなければなりません。

図表1は、被相続人である近代

太郎さんが死亡した時点の戸籍謄本の抜粋です。この戸籍の作製日は平成18年1月8日で、コンピュータ化による様式変更を原因として作製されました。この戸籍で証明できるのは、平成18年1月8日以降の事項です。配偶者の花子さんの存在が確認できましたが、子の存在は確認できません。

戸籍謄本はある時点からある時点の戸籍在籍者に関する事項のみ記載され、子が転籍したため新しい戸籍に引き継がれていない可能性があります。そのため、被相続人の死亡時の戸籍謄本から順番に



図表1 死亡時点の戸籍全部事項証明

全部事項証明	
本籍氏名	東京都中野区東中野8丁目8番8号 近代太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成18年1月8日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記載されている者 除籍	【名】太郎 【生年月日】昭和29年2月9日 【配偶者区分】夫
戸籍に記載されている者	【名】花子 【生年月日】昭和29年12月20日 【配偶者区分】妻 【父】田中亀男 【母】田中鶴子 【続柄】二女

図表2 法定相続情報一覧図の写しのサンプル

被相続人 近代太郎 法定相続情報

(被相続人の本籍・住所)
最後の本籍 東京都中野区東中野8丁目8番8号
最後の住所 東京都中野区東中野8丁目8番8号

【被相続人】 近代太郎
出生 昭和29年2月9日
死亡 令和4年3月15日

住所 栃木県宇都宮市一番町●番地
出生 昭和53年5月3日
【長男】 近代一郎

住所 東京都中野区東中野8丁目8番8号
出生 昭和29年12月20日
【妻】 近代花子 (申出人)

作成日：令和4年5月28日
作成者：東京都渋谷区渋谷1番地
司法書士 四方 房子 ㊞

これは、令和4年5月28日に申し出のあった当局保管に係る法定相続情報一覧図の写しである。
令和4年6月3日
東京法務局 登記官 東城 一法 ㊞

遡って確認する必要があります。
また、相続人である子が死亡していた場合、死亡した子の子が代襲相続人となるため、相続人の生存を確認するために相続人の現在の戸籍謄本が必要となります。

法定相続情報一覧図で相続事務が軽減できる

△新しい法定相続情報証明制度▽
平成29年5月29日から、全国の法務局において、相続手続きに利

用できる「法定相続情報証明制度」が始まりました。それまでは必要な戸籍謄本等の束を相続手続きを行う金融機関等の窓口ごとに原本を提出し返却を受ける等、何度もし直しが必要がありました。

法定相続情報証明制度は、法務局に戸籍謄本等の束と相続関係を一覧に表した図を提出し、登記官が一覧図を認証することにより、戸籍謄本等の束に代わる証明書(法定相続情報一覧図の写し)の

交付が受けられる制度です(図表2)。

戸籍謄本等は最初に取得する必要はありますが、法務局での認証後は法定相続情報一覧図の写しを複数取得できます。その写しを各金融機関等の窓口へ1枚提出するのみで手続きを進められ、確認事務作業が省略できます。相続財産の名義変更の事務量が多いと思われるときは、法定相続情報一覧図の取得を勧めたいところです。㊞

ここまでやるべき!



- 相続人を証明するためには、被相続人の死亡時から出生時まで遡って戸籍謄本を取得し、かつ相続人の生存を確認するため相続人の現在の戸籍謄本を取得する必要があることを伝えよう。
- 法定相続情報一覧図の写しがあれば、戸籍謄本の束を各金融機関でやりとりすることなく相続の手続きができる。相続手続きの名義変更が多いときは、法定相続情報一覧図の取得を勧めよう。